

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 追加提出案件及びその付託委員会について

- 2 新たに受理した陳情とその取扱いについて

- 3 議員提出議案の取扱いについて

- 4 本会議の運営について
 - 議事日程 (別紙1)
 - 議事の順序 (別紙2)

- 5 その他
 - (1) 平成30年第3回定例会の日程について
 - (2) その他

資料 1

平成30年（2018年）3月12日

平成30年第1回中野区議会定例会追加提出案件

◆ 同意案件

1 中野区教育委員会教育長任命の同意について

平成30年3月31日に任期満了となる教育委員会教育長の後任者として、次の方を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

氏 名 たなべ ゆうこ 田邊 裕子 さん

生年月日 昭和28年（1953年）●●月●●日

住 所 神奈川県川崎市●●

主な経歴等 別紙のとおり

◆ 一般議案（2件）

43 旧大和小学校校舎等解体工事請負契約 (総務委員会)

- 旧大和小学校校舎等の解体工事
- 工事完了予定 平成30年11月

44 中野区介護保険条例の一部を改正する条例 (区民委員会)

- (1) 保険料の基準額等の改正
- (2) 介護保険法施行令の改正等に伴う規定整備
- 施行時期 平成30年4月1日

※ 備考

会期中に、「中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を追加提出する予定です。

資料 2

平成30年(2018年)3月12日
議会運営委員会資料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

○2月7日までに受理した陳情の取扱いについて

- ・ (29) 第20号陳情 市町村民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号記載中止を求める陳情
- ・ 第1号陳情 「(仮)中野区住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例」について
- ・ 第2号陳情 哲学堂児童遊園を現状のまま継続することについて

資料 3

平成30年(2018年)3月12日

議会運営委員会資料

議員提出議案の取扱いについて

- 中野区議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第 号

中野区議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出します。

平成30年3月 日

中野区議会議長 いでい 良輔 殿

提出者 中野区議会議員

中野区議会委員会条例の一部を改正する条例

中野区議会委員会条例（昭和42年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表建設委員会の項中「都市政策推進室」の次に「、地域まちづくり推進部」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建設委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、改正後の中野区議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する建設委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとし、その任期は、改正前の中野区議会委員会条例に規定する建設委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に建設委員会において継続して審査又は調査をすべきものとされている事件については、新条例に規定する建設委員会に付託された事件とみなす。

（提案理由）

中野区組織条例の改正に伴い、建設委員会の所管を定める規定を改める必要がある。

別紙 1

議 事 日 程

平成30年(2018年)3月12日午後1時開議

日程第1

- 第6号議案 平成30年度中野区一般会計予算
- 第7号議案 平成30年度中野区用地特別会計予算
- 第8号議案 平成30年度中野区国民健康保険事業特別会計予算
- 第9号議案 平成30年度中野区後期高齢者医療特別会計予算
- 第10号議案 平成30年度中野区介護保険特別会計予算

日程第2

- 第13号議案 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15号議案 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第16号議案 内部事務管理システムパッケージソフトの買入れについて
- 第17号議案 旧中野神明小学校校舎等解体工事請負契約
- 第18号議案 第十中学校校舎等解体工事請負契約
- 第38号議案 中野区ユニバーサルデザイン推進条例
- 第42号議案 中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

- 第19号議案 中野区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第20号議案 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第21号議案 中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第22号議案 中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第23号議案 中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 第24号議案 中野区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 第25号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第 3 9 号議案 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 4

第 2 6 号議案 中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

第 2 7 号議案 債権の放棄について

第 2 8 号議案 債権の放棄について

第 2 9 号議案 債権の放棄について

第 3 0 号議案 債権の放棄について

日程第 5

第 3 1 号議案 中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

第 3 2 号議案 中野区立公園条例の一部を改正する条例

第 3 3 号議案 特別区道路線の認定について

第 3 4 号議案 特別区道路線の認定について

第 3 5 号議案 特別区道路線の認定について

第 3 6 号議案 指定管理者の指定について

日程第 6

第 3 7 号議案 中野区保育所条例の一部を改正する条例

第 4 1 号議案 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議事の順序（平成30年3月12日）

（1）開議

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、同意第1号「中野区教育委員会教育長任命の同意について」

※上程、区長の説明、質疑・委員会付託・討論省略、採決（ 〃 ）

（2）日程第1、第6号議案から第10号議案までの計5件

※一括上程、委員長報告、討論、採決（議案ごと）

○第6号議案の採決（起立）

○第7号議案の採決（簡易）

○第8号議案の採決（起立）

○第9号議案の採決（起立）

○第10号議案の採決（起立）

（3）日程第2、第13号議案から第18号議案まで、第38号議案及び第42号議案の計8件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

（第13号議案、第14号議案及び第42号議案の計3件については、特別区人事委員会の意見を聴取したので、写しを本会議場で配付し、議長から報告する。）

（4）日程第3、第19号議案から第25号議案まで、及び第39号議案の計8件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

（5）日程第4、第26号議案から第30号議案までの計5件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

（6）日程第5、第31号議案から第36号議案までの計6件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（建設）

(7) 日程第6、第37号議案及び第41号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

() (日程追加)

日程第 、第43号議案「旧大和小学校校舎等解体工事請負契約」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

() (日程追加)

日程第 、第44号議案「中野区介護保険条例の一部を改正する条例」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

() (日程追加)

日程第 、議員提出議案第 号「中野区議会委員会条例の一部を改正する条例」

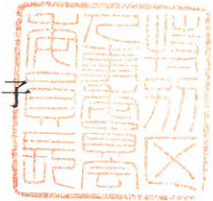
※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

(8) 散会

29 特人委給第 618 号
平成 30 年 3 月 7 日

中野区議会議長
い で い 良 輔 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子



「職員に関する条例」に対する特別区人事委員会の意見聴取について（回答）

平成 30 年 3 月 5 日付 29 中議第 2011 号により意見聴取のあった下記条例案については、異議ありません。

記

- 第 13 号議案 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 42 号議案 中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第1回定例会一般質問時間一覧

参 考
平成30年(2018年)2月22日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
自由民主党議員団 3時間28分	208	伊東 しんじ	40		48	-8	11
		内川 和久	50	42	34	8	
		篠 国昭	40	48	39	9	
		伊藤 正信	40	49	52	-3	
		大内 しんご	38	35	24	11	
公明党議員団 2時間24分	144	平山 英明	48		58	-10	3
		白井 ひでふみ	48	38	38	0	
		日野 たかし	48	48	45	3	
日本共産党議員団 1時間36分	96	長沢 和彦	48		49	-1	3
		小杉 一男	48	47	44	3	
立憲民主議員団 1時間20分	80	中村 延子	30		33	-3	3
		酒井 たくや	50	47	44	3	
都民ファーストの会中野区議団 48分	48	渡辺 たけし	24		27	-3	1
		内野 大三郎	24	21	20	1	
無所属 16分	16	むとう 有子	16		15	1	1
無所属 16分	16	近藤 さえ子	16		15	1	1
無所属 16分	16	石坂 わたる	16		15	1	1
無所属 16分	16	小宮山 たかし	16		13	3	3
無所属 16分	16	細野 かよこ	16		15	1	1
合計(10時間56分)	656	19人	656		628		28

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績（D）」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

平成30年 第3回定例会日程表（第1案）

<会期36日間 9月10日～10月15日>

月	日	曜	午 前	午 後
8月	27日	月		1 議会運営委員会
	28日	火		
	29日	水		
	30日	木		5 請願・陳情締切
	31日	金		
9月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月		1 議会運営委員会
	4日	火		5 一般質問通告締切
	5日	水		
	6日	木		
	7日	金		
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	11日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	12日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・決算上程) 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	13日	木	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会(総括説明)
	14日	金	決 算 検 討 日	
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月	敬 老 の 日	
	18日	火	10 決算特別委員会(総括質疑)	(終了後)決算特別委員会理事会
	19日	水	10 決算特別委員会(総括質疑)	(終了後)決算特別委員会理事会
	20日	木	10 決算特別委員会(総括質疑)	(終了後)決算特別委員会理事会
	21日	金	10 決算特別委員会(総括質疑)	
	22日	土		
	23日	日	秋 分 の 日	
	24日	月		
	25日	火		1 決算分科会
	26日	水		1 決算分科会
	27日	木		1 決算分科会
	28日	金	(事 務 整 理 日)	5 請願・陳情締切
	29日	土		
	30日	日		
10月	1日	月	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会(主査報告・採決)
	2日	火	10 議会運営委員会	1 本会議(決算議決・議案上程)
	3日	水		
	4日	木		1 常任委員会
	5日	金		1 常任委員会
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月	体 育 の 日	
	9日	火		1 常任委員会
	10日	水		1 特別委員会(駅周・沿線、少子高齢特)
	11日	木		1 特別委員会(防災特)
	12日	金	(事 務 整 理 日)	
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

平成30年 第3回定例会日程表（第2案）

<会期36日間 9月11日～10月16日>

月	日	曜	午 前	午 後
8月	28日	火		1 議会運営委員会
	29日	水		
	30日	木		
	31日	金		5 請願・陳情締切
9月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月		
	4日	火	1 議会運営委員会	
	5日	水		5 一般質問通告締切
	6日	木		
	7日	金		
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月		
	11日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	12日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	13日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・決算上程） 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	14日	金	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（総括説明）
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月	敬 老 の 日	
	18日	火	決 算 検 討 日	
	19日	水	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	20日	木	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	21日	金	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	22日	土		
	23日	日	秋 分 の 日	
	24日	月		
	25日	火	10 決算特別委員会（総括質疑）	
	26日	水		1 決算分科会
	27日	木		1 決算分科会
	28日	金		1 決算分科会
	29日	土		
	30日	日		
10月	1日	月	（ 事 務 整 理 日 ） 5 請願・陳情締切	
	2日	火	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	水	10 議会運営委員会	1 本会議（決算議決・議案上程）
	4日	木		
	5日	金		1 常任委員会
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月	体 育 の 日	
	9日	火		1 常任委員会
	10日	水		1 常任委員会
	11日	木		1 特別委員会（駅周・沿線、少子高齢特）
	12日	金		1 特別委員会（防災特）
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	（ 事 務 整 理 日 ）	
	16日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）

バリアフリー新法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

こうした状況を踏まえ、中野区議会は、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう、政府に対し求めるものである。

記

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

国土交通大臣

あて

中野区議会議長名

所有者不明の土地利用促進を求める意見書（案）

平成28年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上ることが明らかにされた。また、国土計画協会の所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する約720万ヘクタールの所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力が掛かる。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

よって中野区議会は、政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続きの合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

あて

農林水産大臣

国土交通大臣

中野区議会議長名

学校給食の無償化を求める意見書（案）

日本の子どもにかかる保護者の教育費負担は欧米と比べはるかに高く、子育て世帯の負担軽減が求められています。文部科学省が行った2014年度「子供の学習費調査」によると、学校教育に関わる保護者負担は公立小学校で年間10万2404円、公立中学校で16万7386円。うち給食費の占める割合は、小学校で約42%、中学校で約23%となっています。

この間、小学校や中学校で提供される学校給食を無償にする自治体が増えており、今年度は、少なくとも20の自治体で無償化されました。無償自治体の広がりを受けて、文部科学省は初めて、全市区町村を対象にした「学校給食費無償化調査」を実施しています。

現在、多くの自治体では、給食費は食材費として保護者が負担している状況ですが、「給食は食育」という位置付けからすれば、義務教育の一環であり、「義務教育はこれを無償とする」とした憲法第26条の精神に立ち、無償とすべきです。

よって中野区議会は、政府に対し、財源の確保をはじめ、学校給食費の無償化を早期に実現するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

年 月 日

内閣総理大臣
財務大臣 あて
文部科学大臣

中野区議会議長名

「東京都シルバーパス制度」の拡充を求める意見書（案）

1974年にスタートした「東京都シルバーパス制度」は、高齢者の社会参加を促すことを目的に、都電、都バス、都営地下鉄をはじめ、社団法人東京バス協会に参加する主要なバスに無料で乗車できる制度でした。1980年には所得制限による一部有料パスが導入されましたが、一定所得以下の高齢者に対する無料制度として利用されてきました。しかし、2000年10月からすべての高齢者が自己負担となる有料制度に代わり、住民税非課税者は1000円、少しでも住民税課税となると2万510円の負担となりました。かつては70歳以上の7割が利用していたシルバーパスは、4割程度の人しか利用できなくなっています。

年金の削減や消費税増税により、高齢者の生活実態は厳しさを増しています。高齢者が外出し、活動することは介護予防の効果も大きく、高齢化が進むなかシルバーパスの意義はますます高まっています。所得に応じて、段階的に負担を軽減することで、シルバーパスを高齢者がもっと有効に利用できるようにすることが求められています。東京都市長会厚生部会による「平成30年度 東京都予算編成に対する要望事項」においても、中間所得層に向けた新たな利用料軽減枠の新設が記されています。

よって中野区議会は、東京都に対し「東京都シルバーパス制度」における住民税課税者の負担を軽減するため、3000円、5000円パスを導入することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

年 月 日

東京都知事 あて

中野区議会議長名